

国税だより（令和8年3月発行分）

○ 国税専門官採用試験受験者募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験（大学卒業程度）の受験者を募集します。

国税専門官採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校において、3か月間、職員として必要な専門知識を修得するための研修を受講することになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

受験申込受付期間は、令和8年2月中旬から3月下旬を予定しています。

受験資格等の詳細は、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）をご覧ください。次へお問い合わせください。

- 1 人事院人材局試験課（電話03—3581—5311 内線2332）
- 2 熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096—354—6171 内線6046）

国税だより（令和8年3月発行分）

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきます。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

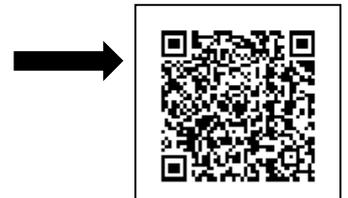
- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書[※]の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	内部事務のセンター化の対象署	業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	熊本国税局業務センター大分事務室	※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	熊本国税局業務センター宮崎事務室	
鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	熊本国税局業務センター鹿児島事務室	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)



国税だより（令和8年3月発行分）

○ マイナンバーカードの積極的な利活用について

マイナンバーカードは、健康保険証や運転免許証として利用できるほか、オンラインによる税務手続や行政手続、コンビニで各種証明書を取得する際など、様々な場面で活用されています。

なお、国税当局では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、各種手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。

例えば、所得税の確定申告や年末調整手続の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などのデータが確定申告書や控除申告書に自動入力されるので、集計や入力の手間が不要となり、計算誤り等も防止されるというメリットがあります。

マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご活用いただき、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は早めの取得をお勧めいたします。

マイナポータル連携に関する詳細は、国税庁動画チャンネル (<https://www.youtube.com/watch?v=DY4enpIN2q0>) をご覧ください。

スマホをご利用の場合は、こちらの二次元コードからも視聴いただけます。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー 総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

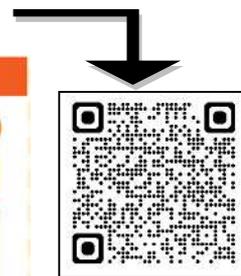
■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
マイナンバーカード等 **050-3818-1250**
■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
マイナンバー制度について **0120-0178-26**
Inquiries about Social Security and Tax Number System.

マイナンバー **050-3816-9405**
■その他のお問合せ
通知カード、マイナンバーカード **0120-0178-27**
Inquiries about Notification Card and Individual Number Card

マイナンバーカードの申請方法は
こちら

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>



○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ (<https://www.nta.go.jp> 又は) にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

スマホをご利用の場合は、こちらの二次元コードからも視聴いただけます。



国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和8年3月発行分）

○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

年末調整、所得税の確定申告、消費税の確定申告・インボイス制度のご相談に対応しています。

国税庁 チャットボット	検索
-------------	----

⇒ タックスアンサーを利用する

よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 タックスアンサー	検索
--------------	----



税務職員ふたば

○ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

令和7年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

税 目	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和8年4月23日（木）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和8年4月30日（木）

詳しくは、こちらの国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和8年3月発行分）

○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税がかかるものがあります。

印紙税がかかる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税がかかるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税がかかる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税がかかります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税がかかります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。

◇ パソコン及びスマホから ([https:// www. nta. go. jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi. htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm))

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

